

## 養老町制施行70周年記念冠事業承認取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、養老町制施行70周年記念冠事業の承認及び支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、「養老町制施行70周年記念冠事業」とは、養老町制施行70周年記念事業である旨をその事業の名称に冠して行う事業をいう。

### (対象事業)

第3条 養老町制施行70周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）として承認する事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 養老町制施行70周年記念事業基本方針にのっとりした事業
- (2) 「養老町制施行70周年記念」を呼称に含む事業
- (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施し、完了する事業
- (4) 原則として養老町内で行われる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する、又は反するおそれがある事業
- (4) 養老町暴力団排除条例（平成24年養老町条例第2号）第2条の暴力団、暴力団員又は暴力団等が関係する事業
- (5) その他町長が不相当と認める事業

### (支援内容)

第4条 町長は、養老町制施行70周年を記念して、養老町（以下「町」という。）

又は団体若しくは事業所（以下「冠事業者」という。）が行う事業に対し、この告示の定めるところにより、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 養老町制施行70周年記念ロゴマークの使用
- (2) 養老町制施行70周年記念のぼり旗の貸与
- (3) 町の広報紙及びホームページ等による事業周知

2 前項に規定する支援のほか、町長は、冠事業者について、養老町イメージマーク及びマスコットキャラクター使用取扱要綱（平成23年養老町告示第46号）第5条第1項の規定にする養老町イメージマーク及びマスコットキャラクター「スマイルげんちゃん」の使用の承認を得たものとみなし、冠事業の範囲内で当該利用を認めるものとする。

（承認手続）

第5条 冠事業の承認を受けようとする者（以下（申請者）という。）は、養老町制施行70周年記念冠事業承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、あらかじめ町長に申請しなければならない。ただし、町又は町教育委員会が実施する事業については、申請書の提出を省略することができる。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を養老町制施行70周年記念冠事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認をする場合において、町長は必要な条件を付することができる。

（承認内容の変更）

第6条 前条により承認を受けた者が、承認内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかにその旨を町長に報告し、その指示に従わなければならない。

（承認の取消し）

第7条 町長は、次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができ

る。

- (1) 申請内容又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
- (2) 承認後に、第3条の規定に該当しないことが判明したとき。
- (3) 町長が特に承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定により承認を取り消した場合において、申請者に損害が生じても町長はその損害の責めを負わない。

(実施報告)

第8条 冠事業の承認を受けた者は、当該事業終了後、速やかに養老町制施行70周年記念冠事業実施報告書(様式第3号)により、町長に報告しなければならない。

(処理等)

第9条 冠事業の申請に係る事務処理等については、関係部課等の意見を徴し、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、冠事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。